

**③つつじ：もち病**

若い葉身、茎、葉芽、花芽に発生する。組織が異常に膨らみ上面はくぼんで袋状になる。患部は始め淡緑色で光沢があり、後に紫紅色になることもあるが、やがて病患部に白色粉状物で覆われる。本病は5～6月、8～9月の時期に雨が多いときに発生しやすい。

耕種的対策としては、病葉を早めに摘み取る。

薬剤は、5月の発病前から数回散布する。1年の散布だけでは効果が低いので、毎年続けて行う。

**④つつじ：さび病**

夏、葉身裏面にオレンジ色粉状の塊が噴出したような小斑点が現れ、その葉表は黄色の小点として見える。秋にはオレンジ色粉ないし赤褐色で表面が半透明の火膨れ状の小突起物を群生する。多発すると葉は乾燥して巻き込み、落葉する。

耕種的対策としては、病葉を早めに摘み取り、伝染源を減らす。

**⑤さるすべり：うどんこ病**

葉、枝、がく、果実に発生する。新葉展開後間もない頃から、葉に白い粉状のかびの斑点ができ、激しく発病するとかびで覆われ、葉がねじれたり奇形になる。枝の過繁茂、日照不良や乾燥条件で発生しやすい。

耕種的対策としては、病葉を早めに摘み取り、罹病落葉を集めて焼却するか土中に埋める。

**⑥スギ類：赤枯病**

秋に苗木の地面に近い針葉が褐色になり枯れ始め、やがて上位の葉も枯れ、ついには苗木全体が枯れる。若木にも発生する。湿潤時には病斑の表面に暗濃緑色のすす状物を形成する。

耕種的対策としては、育苗圃での密植を避け、通風日当たりを良くし、窒素肥料を過剰に施用せず、リン酸を十分施す。

## 住宅地等における農薬使用について

農薬は、飛散することで人畜に危害を及ぼす恐れがあり、近年、学校、保育所、病院、公園、街路樹、住宅地周辺の農作物栽培地等において使用された農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が、全国的に多く聞かれるようになっていきます。

平成15年3月に改正施行された農薬取締法に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令では、「農薬使用者は、住宅の用に供する土地およびこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定されています。

つきましては、関係の土地や施設の管理者、また、病害虫防除の責任者や農薬使用委託者、農薬使用者などの関係者の皆様は、下記事項を遵守して、周辺住民の皆様や環境に悪影響のでない病害虫防除に努めていただくようお願いいたします。

なお、この内容につきましては、農林水産省から関係省庁へも通知されています。

(農林水産省ホームページ参照 <http://www.maff.go.jp/nouyaku/top.htm>)

### 記

#### 1 学校、保育所、病院、住宅地に近接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等における病害虫防除について

日頃から病害虫被害の早期発見に努め、病害虫が発生した場合に被害を受けた部分のせん定や捕殺等により病害虫防除を行うよう最大限努めてください。

また、病害虫の発生状況を踏まえ、やむを得ず農薬を使用する場合は、次の事項を遵守し、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように最大限の配慮をしてください。

- (1) 農薬の使用に際しては、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。
- (2) 農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- (4) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、周囲住民に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について、十分周知するとともに、散布作業時には、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。特に、農薬散布区域の近隣に学校や通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。

- (5) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

## 2 住宅地内及び住宅地に隣接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物等の病虫害防除について

次の事項の遵守に努め、農薬の飛散が住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限の配慮をしてください。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等物理的手段の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬取締法に基づいて登録された当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用すること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- (5) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に近隣住民への周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校や通学路等があり、農薬の散布時に子どもの通行が予想される場合には、当該学校や子どもの保護者等に対する周知及び子どもの健康被害防止について徹底すること。
- (6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

## 3 具体的な防除技術等については、兵庫県病虫害防除所（電話：(0790)47-1222）又は最寄りの農業改良普及センター等にご相談ください。

## 兵庫県防除業者に関する指導要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、兵庫県内において農作物等に対する病害虫防除の業を営む者(以下「防除業者」という。)が、農薬の適正かつ安全な使用を確保するために必要な事項を定めることにより、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性の確保を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において「農薬」とは、農薬取締法第1条の2に規定するものをいう。

- 2 この要綱において「防除業者」とは、農薬を用いて病害虫の防除等を専門的に行う者をいう。

### 第3 届出

防除業者は、次に掲げる届出を知事に提出するものとする。

#### (1) 新規届

防除業者は、新たに業務を開始した場合にあつてはその開始日までに、別紙様式第1号による新規届正副2部に必要書類を添えて提出するものとする。

#### (2) 変更届

防除業者は、届出事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に別紙様式第1号による変更届正副2部に必要書類を添えて提出するものとする。

#### (3) 廃止届

防除業者は、業務を廃止した場合は、速やかに別紙様式第2号による廃止届を提出するものとする。

- 2 届出書の記載は、別紙要領によることとする。

### 第4 防除業者の遵守事項

防除業者は、農作物等の防除にあつては、農薬取締法第12条に規定された農薬使用基準等を遵守し適正に農薬を使用するほか、特に次のことに留意するものとする。

- (1) 毒物や水質汚濁性農薬等の毒性の強い農薬は使用しないこと。
- (2) 防除にあつては、周辺住民や環境に十分配慮し、飛散防止及び散布前後の周知や気象条件・水系を考慮した農薬使用等に努めること。
- (3) 農薬の使用状況等を記載した防除日誌を作成し、3年間は保存すること。
- (4) 農薬の保管・管理に十分注意するとともに、使用残の農薬や空容器の処理については、産業廃棄物処理業者に委託する等適正に処理すること。
- (5) 県が実施する農薬管理指導士の認定の取得に努めるとともに、農薬安全使用技術講習会等に積極的に参加するなど、資質の向上に努めること。
- (6) 無人ヘリコプター防除にあつては、無人ヘリコプター利用技術指導指針(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通達及び一部改正)を遵守すること。

## 第5 検査及び指導等

県は、防除業者に対し、農薬取締法第13条に基づき、農薬の使用等に関し報告を求め、又は関係職員に農薬の使用状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 県は、必要に応じて防除業者に対して農薬の使用方法等を変更させ、又は使用しないよう指導することができる。

## 第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成15年5月9日から施行する。

# 農薬使用者〔防除業者〕の皆様へ（お願い）

兵 庫 県

## 農薬の適正な使用について

農薬は、病虫害の防除において有効な生産資材の一つですが、その使用方法を誤ると、食品への残留や環境への影響など思わぬ事故につながる場合があります。

全国的な無登録農薬の販売・使用の発覚を契機に、14年12月に農薬取締法が改正され、無登録農薬の販売・使用等の禁止や農薬使用者が守らなければならない使用基準が定められるとともに、罰則の強化なども行われました。

また、“住宅地等において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるように努めなければならない”“農薬を使用した年月日、場所、農作物名、農薬の種類(名称)、使用量(希釈倍数)の記帳に努めなければならない”なども定められています。

これらのことを踏まえ、農薬使用にあたっては、特に次の事項に留意して、農薬の適正かつ安全な使用を確保するようお願いします。

◎農薬の使用に当たっては、容器などに記載されている使用方法を守り、周辺への飛散防止、使用者の安全確保や作物、環境への農薬残留事故を防止すること。

特に、住宅地等においては、剪定等の農薬以外の防除方法の検討、周辺住民への周知、天候・時間帯の考慮など、住民・子どもの健康被害防止対策を徹底すること。

◎農薬の購入については、使用目的(どの作物の何の防除に使う等)にあった登録のある農薬を必要量購入し、余った場合は保管・管理に十分注意するとともに、使用残の農薬や空容器は適正に処理すること。

◎登録のある農薬(特定防除資材は除く)以外は、病虫害防除や成長調整(着果促進や伸長抑制など)を目的に使用はできません。

特に、いわゆる非農耕地用除草剤は、農地などの農作物の栽培を目的とする場所等では使用できないので、十分に注意すること。

(問い合わせ先)

兵庫県農林水産部農林水産局普及教育課植物防疫係

住 所：〒650 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

T E L : 078-341-7711 (内線3997)

ホームページ : <http://web.pref.hyogo.jp/nrfukyuu/index.htm>

**農薬とは**、栽培目的、肥培管理状況は問わず、人が栽培している植物（芝、盆栽、草花、街路樹、山林樹木など。また玄米、伐採木など農作物から生産されたもので加工されていないものも含む）を害する病害虫（菌、線虫、だに、昆虫、ネズミ、その他の動植物又はウイルスなど）や雑草の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（除草剤など）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（一般に植物成長調整剤と呼ばれる。）をいいます。

- 1 農薬としての効能を謳って販売されている資材及び農薬としての使用が前提となっている資材は、農林水産大臣の登録を受けたものでなければ販売できません。  
微生物、樹脂油などのみから作られている農業用資材や家庭園芸用資材であっても、農薬としての効能を謳って販売されている資材等は農薬登録が必要です。  
（特定防除資材は除く）
- 2 農薬としての効能を謳っていると考えられる表現の例示  
「病害虫の予防効果」、「病害虫の抑制」、「害虫を衰弱させる」、「害虫を寄せつけない」、「抗菌、害虫忌避」、「防菌、防虫」、「殺菌力」、「土壤病害制御」、「土壤病害の発生を予防」、「発根、発芽促進」、「着花数の増加」、「虫害少ない、老化防止」、「展着剤として使用」、など  
これら以外であっても、文脈から農薬の効能が謳われている場合は不適切となります。

### 農薬取締法関係法令抜すい

（農薬取締法）

第11条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。……

- 1 容器又は包装に第7条の規定による表示のある農薬
- 2 特定農薬(特定防除資材)

第12条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、…  
…その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。……

- 3 農薬使用者は、第1項の基準に違反して、農薬を使用してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 ……第11条又は第12条第3項の規定に違反した者

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令）

第1条 農薬を使用する者は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- 1 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 2 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 3 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 4 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 5 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 6 公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。